

公園等整備基準

(目的)

第1条 この基準は、伊勢原市地域まちづくり推進条例（以下「条例」という。）第52条並びに同施行規則（以下「規則」という。）第67条の規定に基づき、公園、緑地、または広場（以下「公園等」という。）の施設整備等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地。
- (2) 緑地 主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地。
- (3) 広場 主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とするもののほか、開発事業区域に設ける、主として集会、行事等住民相互の交流、都市美の増進、又は都市の象徴若しくは記念の用に供することを目的として設ける公共空地。

(公園等の設置)

第3条 事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行うときは、次に掲げる公園等を設置するものとする。

- (1) 戸建て住宅及び共同住宅等（特殊建築物のうち共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物及び長屋をいう。以下同じ）の建築を目的とする開発行為については、公園を設置するものとする。
 - (2) 前号に規定するもの以外の建築物の建築を目的とする開発行為については、公園等を設置するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号のいずれかに該当する区域内で行う開発事業については、公園等を設置しないことができる。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条又は旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）の規定による許可を受け、工事の完了公告がされた区域内で行う開発事業
 - (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による認可を受け、換地処分公告がされた区域内で行う開発事業
 - (3) 法第29条第1項第4号又は第6号から第9号までに規定する開発行為が終了した区域内で行う開発事業
 - (4) 条例第48条第1項の規定による完了検査が終了した区域内で行う開発事業

- (5) 規則第4条第1項第5号の開発事業
- (6) その他開発事業が終了したと市長が認めた区域内で行う開発事業
- 3 公園施設は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）に適合するよう整備する。
- 4 公園内には、公園施設以外の施設を設置しない。ただし、やむを得ないと認められる場合にはこの限りではない。

（公園等の面積）

第4条 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業は、次に掲げる規模の公園等を整備すること。

- (1) 公園等の面積は、開発区域の面積の6%以上とする。
- (2) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合は、開発行為で設置すべき公園等の1ヶ所あたりの最低面積は、180平方メートルとする。

（協議等）

第5条 事業者は次に掲げる図書を提出し、公園等の計画に関する事前協議を行うものとする。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) 計画図
- (4) 構造図
- (5) 植栽図

2 事業者は、公園等が完成した段階で、公園管理に必要な図面等を2部市へ提出するものとする。

（公園等の配置）

第6条 公園等は、公道に接して配置し、地形、日照等の条件を勘案し、利用者が安全かつ有効に利用できる場所に配置すること。

- 2 公園等の敷地形状は、次の基準に適合しなければならない。
 - (1) 長方形または正方形等のまとまりのある形態とし、屈曲、狭長等の複雑な形状としないこと。
 - (2) 短辺と長辺の長さの比率は1：1～2以内を標準とする。
 - (3) 公園等の面積に算入できる敷地は、その角が45度以上で、敷地幅が4メートル以上あるなど、有効に活用できる形状をしていること。
- 3 公園等は、災害時の緊急（一時）避難場所ともなるため、急傾斜地、溢水等の災害が発生しやすい場所を含まないものとする。
- 4 原則として、敷地の2辺以上が道路（道路法第3条第1項第2号から第4号に規定するものをいう）に接していること。ただし、地形、規模、施設の

配置等によりやむを得ないと認められる場合には、協議の上、1辺とすることが出来るものとする。

(公園の敷地造成)

第7条 公園の敷地造成について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 造成土は、コンクリートガラ、ゴミ等の混入がなく、樹木の育成に適した良質土とする。
- (2) 道路より地盤が高いことを原則とし、隣接地盤との高低差は、極力少なくしなければならない。
- (3) 公園に擁壁を設置する場合は3.0メートル未満とする。
- (4) 公園等の敷地については、7割以上を平坦地とし、平坦地でない部分の勾配は1.5度以下とする。

(公園内の園路及び広場)

第8条 公園内の園路及び広場について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 管理用車両の通行が予想される園路については、車両過重に適した舗装構成とする。
- (2) 広場の舗装は、主に土系舗装(ダスト及び砂舗装)とする。
- (3) 広場の表面排水勾配は、0.5パーセント程度とする。
- (4) 出入り口

ア 公園の出入り口は、公園利用者のために適切な位置、構造であると共に、災害時の避難場所としての利用を考慮して、原則として2箇所以上設けることとする。ただし、地形、規模、施設の配置等により、やむを得ない場合は、協議の上、1箇所とすることが出来るものとする。

イ 設置場所は、見通しのよい場所とし、道路交差点部等に設置する場合には特に安全面に配慮する。

ウ 出入り口の有効幅員は、公園管理車両等の出入り等を考慮し、最低1箇所以上を4メートル以上とし、原則としてコンクリート舗装とする。

エ 出入り口については、原則として、道路からの水平距離が1.5メートル以上の平坦地を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

オ 出入り口は原則として車止めを設けることとし、構造、配置は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 車止めは、可動式で施錠できるものとする。

(イ) 車止め間の内幅は90センチメートル以上とする。

(公園内の排水施設)

第9条 公園内の排水施設について、次に定めるところによらなければならない

い。

- (1) 柵、管渠、側溝等の構造については、公園利用者の安全、維持管理を考慮するものとする。
- (2) 公園の敷地内の雨水は、原則として敷地内浸透処理とし、敷地内の表面雨水が敷地外へ流出しないように排水設備を設置するものとする。

(公園内の植栽)

第10条 公園内の修景施設（植栽）について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 開発区域内に既存の樹木がある場合は、当該樹木を保全し、公園の整備に活用するものとする。
- (2) 樹種は、複数の樹種を選定し、植栽を行うものとし、将来において高木、中木、低木、芝・地被類が一体となって良好な環境を形成するよう努めるものとする。
- (3) 道路等周辺地及び公園内の見通しを確保し、また、防犯上、樹木による死角を生み出さないこと。
- (4) 高木は、将来の成長を見込んだ樹木選定及び配置とする。
- (5) 落葉樹は、近隣宅地付近を避けること。但し、隣接地が共同住宅地の緑地、公共施設の場合はこの限りではない。
- (6) 公園内の緑化率は30パーセント以上とする。
- (7) 有刺木、有毒木、悪臭木、アレルギー症状を起こさせる樹種等は植栽しないこととし、本市の特産物である果樹に影響が出るため、赤星病の原因となるイブキ・ビャクシン類の植栽は行わないものとする。

(公園内の休憩施設)

第11条 公園内の休憩施設について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 原則として、ベンチまたはスツールを1基以上設置し、遊具の配置場所、広場利用及び周辺環境等に配慮した場所に設置する。

(公園内の遊具施設)

第12条 公園内の遊具施設について、次の表に定める施設を標準として協議の上、設置するものとする。

| | 公園面積 | 遊具施設標準 |
|---|------------------------------|----------|
| ① | 180平方メートル以上 300平方メートル未満 | 公園遊具1基以上 |
| ② | 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 | 公園遊具3基以上 |
| ③ | 1,000平方メートル以上 | 公園遊具6基以上 |

- (1) 遊具の選定にあたっては、協議することとし、各遊具メーカーによる安

全領域を確保できる配置計画及び遊具選定を行うこと。

- (2) 遊具の設置にあたっては社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準」を準用すること。
- (3) 開発事業の目的が宅地造成以外の場合は別途協議を行うものとする。

(給水施設)

第13条 公園内の給水施設について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 500平方メートル以上の公園の敷地内には、原則として1箇所以上の給水施設（水飲み、手洗い及び散水栓）を設置するものとする。
- (2) 給水施設の構造及び配置については、利用者の利便性等を考慮して計画するものとする。
- (3) 給水施設の設置に伴う、申請手続及び分担金等の経費負担は、事業者が行うものとする。

(便所等施設)

第14条 公園内の便所等施設について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公園には、必要に応じて便所を設けるものとする。
- (2) 公園の面積が1,000平方メートル以上の場合（公共下水道供用区域内の場合）、災害時用マンホールトイレを1,000平方メートルにつき1箇所の割合で設置するものとする。
- (3) 便所等施設の構造及び配置については、利用者の利便性等を考慮して計画するものとする。

(公園灯)

第15条 公園内の公園灯について、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 1,000平方メートル以上の公園には原則として照明施設を設置するものとし、照明の仕様、構造及び所要照度等は、周辺環境及び環境保全に配慮のうえ、日本工業規格照度基準等により適正な所要照度を確保するよう計画するものとする。
- (2) 仕様については次に掲げるところによるものとする。

ア 東電柱から架空線で引込柱（公園施設内設置）によって引き込み、公園灯までの配線は地中配線を行う。ただし、電柱から公園灯設置位置までの距離が5メートル未満の場合は、この限りではない。

イ 照明施設は、自動点滅器、タイマー付きとする。

- (3) 電気施設の設置に伴う、申請手続及び分担金等の経費負担は、事業者が行うものとする。

(公園の園名板)

第16条 公園内の園名板について、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公園の主な出入口付近に園名板又は園名柱を設置し、その仕様については、別途協議し設置するものとする。

(2) 園名については、市長が定めるものとする。

(緑地又は広場の施設)

第17条 緑地又は広場の施設については、別途協議を行うものとする。

(公園等の敷地の区分)

第18条 公園等の敷地の区分については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公園には、本市が支給する境界標を設置する。また、工事に伴い、一時的に撤去した境界標は、座標値により復元するものとする。

(2) 公園敷地の外周部は、出入口を除き外柵を設置すること。ただし、次の条件を満たす場合は、外柵を設置しない部分を設けることができるものとする。

ア 植栽帯を設けることにより、公園利用者の安全が確保されている場合。

イ 隣接する施設が共同住宅の緑地及び宅地内歩道等であり、かつ境界が明確である場合。

(3) 外柵の構造等については次に掲げるところによるものとする。

ア 原則として、敷地内に設置すること。

イ 外柵の高さについては、道路側0.8メートル以上、隣地側1.2メートル以上を標準とする。但し、防犯上または安全上の措置が特に必要と認められる場合は別途協議のうえ、決定する。

ウ 外柵基礎は、独立コンクリートブロック基礎、土留め併用布基礎等とし、構造については安全かつ強固なものを使用すること。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長がその都度定める。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。